

# 今、住宅を建てるなら 北方町で!!



～固定資産税の負担が5年間実質無料に!!～

北方町では、定住人口の増加を図るため、町内に住宅を新築又は新築住宅を  
購入し、入居された方に、「定住奨励金」を交付します。

## 対象となる方

- 1 平成23年1月2日から28年1月1日までに新築住宅を  
取得し入居された方
- 2 町内に住所を有している方

## 対象となる住宅

新築住宅(玄関、台所、便所及び居室を有し、利用上の独立性を  
有する住宅(賃貸住宅除く))であること。

\*床面積の制限はありません。

## 奨励金の額

住宅及びその敷地に課される固定資産税の額に相当する額(ただし、併用住宅の場合は、居住部分及びその敷地のうち住宅用地として課される固定資産税の額に相当する額、住宅の建て替えの場合は、その住宅(家屋)に課される固定資産税の額に相当する額)

### 標準的な事例・新築軽減期間中の場合(木造)

住宅の床面積150㎡ 課税標準額(評価額)1,200万円の場合

- |  |   |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅の税額を算出します。<br/><math>1,200万円 \times 税率(1.4\%) = 168,000円</math></li> <li>2 新築軽減税額(120㎡分の1/2)を算出します。<br/><math>168,000円 \times 120㎡ \div 150㎡ \times 1/2 = 67,200円</math></li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>3 本来の税額から新築軽減税額を引いた額が奨励金となります。<br/><math>168,000円 - 67,200円 = 100,800円 \dots \text{ア}</math></li> <li>4 敷地に課される固定資産税の額(住宅用地の部分に限る)<br/>(概算) 20,000円 <math>\dots \dots \dots \text{イ}</math></li> </ol> |
|--|---|
- 1年間の奨励金の合計  $\text{ア} + \text{イ} = 120,800円$

**5年間の総額 738,400円**

●1年目～3年目までの合計 362,400円 ●4年目～5年目までの合計 376,000円

## 交付期間

5年間(※奨励金の申請と交付は平成24年度から始まります。)

## 申請方法

「北方町新築住宅の定住奨励金交付申請書」に次の書類を添付してください。

- 1 住宅に入居する世帯全員の住民票の写し
- 2 建築基準法に規定する検査済証の写し又は住宅の建物登記事項証明書の写し及び土地登記事項証明書の写し
- 3 住宅に入居する世帯全員の町税等の納税状況などの調査を認める同意書
- 4 上記のほか、町長が必要と認める書類